株主総会対応等に関するアンケート集計結果 一第6回 インターネット・アンケート《監査役設置会社版》—

社団法人日本監査役協会は、平成 17 年 8 月、インターネットを利用し、監査役設置会社の会員を対象としたアンケート調査を実施した。有効回答数 2,245 社 (うち上場会社 1,435 社)、回答率 47.0%。本調査は、①株主総会対応、②連結計算書類制度への対応、③決算短信、有価証券報告書の監査状況、について調べるものである。

総 括

1. 取締役会のスリム化、一段と進む

- ・ 取締役会総数は平均 9.07 人と昨年に比べて 0.31 人減少し、又、取締役の総数が 10 人以下の会社は 73.0%と昨年より 3.8 ポイント増加した。取締役会は、一段とスリム化が進んでいることがわかる。(問 1 (5))
- ・ 社外取締役を選任している会社は 52.8% と昨年より 1.5 ポイント増加し(上場会社では 2.6 ポイントの増加)、社外取締役の選任が進んでいる。(**問1(5)**)
- 執行役員制度を採用している会社は、昨年より 5.2 ポイント増加し、45.8%となっており、引続き増加傾向にある。(**問 1 (6)**)
- ・ 監査役スタッフがいる会社は 44.7% と半数に満たないが、内部監査部門等のスタッフがいる会社 は全体で 78.5% と昨年より 3.5 ポイント増加(中会社・小会社では、7.5 ポイント増加)している。(問 1(3)、(4))

2. 監査役総数のうち、64.8%を社外監査役が占めている

- ・ 監査役のうち、社外監査役が占める割合が、64.8%と昨年に比べ 1.0 ポイント増加した。これは、 非常勤社外監査役が増加したことによる。(問 1 (1))
- ・ H17 総会後の社外監査役の現職・前職は、「ロ. 親会社その他大株主の役職員」が 37.3%と多数 を占めるが、「ホ. 無関係な会社の役職員」が 9.7% (総会前より 0.5 ポイント増)、「ヘ. 公認会 計士又は税理士」が 10.1% (同 0.5 ポイント増)、「ト. 弁護士」が 12.8% (同 0.3 ポイント増) と微増した。(問 1 (2))

3. 監査役選任提案権の行使が一段と進み、行使率は33.6%

- ・ 監査役会として監査役候補者の「(3) 提案はしなかった」とする会社が 66.4%となっており、監査役選任提案権の行使率が 33.6%と昨年より 4.2 ポイント増加していることから、監査役の監査役選任議案に対する姿勢の積極化がうかがえる。(間2-2)
- ・ 監査役選任議案が取締役側から提示される前に、「(1)事前調整を行った」とする会社が全体の約6割にのぼり(上場会社では63.3%、大会社では60.8%)、監査役選任同意権限を背景として、取締役側との間で監査役候補者の調整が行われている実態がうかがえる。(間2-3)

4. 取締役・監査役の責任軽減のための定款変更の実施率は、上場会社では2割弱

- ・ 取締役、監査役又は社外取締役について何らかの定款変更を行っている会社は全体の14.7%(上場会社では18.5%)となり、責任軽減の定款変更の導入が進んでいることがわかる。(問3)
- ・ 定款変更を行った会社のうち82.6%の会社が取締役と監査役双方について責任軽減のための定款変更を行っている。(問3)

5. 監査役が連結計算書類の監査結果につき口頭報告を行っている会社は96.3%

- ・ 96.3%の会社の監査役が、連結計算書類の監査結果につき口頭報告を行い、また、8 割弱 (78.5%) の会社の監査役が、会計監査人の監査結果と監査役会の監査結果の両方につき株主総会で口頭報告を行っている。(間4-5)
- ・ 全体の約6割は「連結計算書類作成会社」となっており、そのうち96.8%が監査役会の監査報告書を、90.7%が会計監査人の監査報告書を定時株主総会の招集通知に添付している。(問4-1、4-2)
- ・ 「取締役から会計監査人への計算書類の提出」について個別・連結同時に提出している会社は 62.1%の会社にとどまるのに対し、「会計監査人から監査役会への会計監査人監査報告書の提出」 については 85.8%の会社が個別・連結同時に提出されていることから、計算書類の監査にかかる スケジュール管理に関し、会計監査人の努力の跡がうかがえる。(間4-3、4-4)

6. 決算短信については、7割強の会社の監査役が「監査を実施している」と回答

- ・ 決算短信に対する監査役の監査実施率は、昨年に比べて 2.5 ポイント減少し、73.6%にとどまっている。とりわけ、非上場会社については 53.8%にとどまっており、上場・非上場の別で大きな開きがある。(問5-4)
- ・ 決算短信の公表時期と監査役の監査実施率との間には相関関係は見られないが、決算短信の公表 時期が遅い会社の方が、公認会計士又は監査法人の関与程度が高くなっている。(問5-3、5-4、5-5、5-6、5-7)
- ・ 9 割以上 (90.7%) の会社が、公認会計士又は監査法人が決算短信について監査又はレビューを 実施している。(問5-7)

7. 有価証券報告書については、監査役の監査実施率は67.0%

- ・ 有価証券報告書に対する監査役の監査実施率は全体で 67.0%と昨年に比べて 3.2 ポイント増加している。ただし、決算短信の監査実施率 (73.6%) より 6.6 ポイント低くなっている。決算短信の方が有価証券報告書より早期に公表され、市場への影響力も大きいことによると思われる。(間 6-3、5-4)
- ・ 決算短信が取締役会に付議されている会社が 9 割を超えている (93.9%) のに対して、有価証券報告書の取締役会への付議状況は半数に達しておらず (48.6%)、公表時期が早い決算短信の方が、厳格な手続がとられているといえる。(問6-2、5-2)

調査概要

対 象 当協会会員(法人及び個人)のうち監査役設置会社(4,777社)

方法 インターネットを利用し、当協会ホームページより回答

期 間 平成17年8月10日~31日(22日間)

回答数 有効回答数 2,245 社(回答率 47.0%)

【上場別】	上場 1,435 社、	非上場 810 社	【決算期別】		
東証一部上場	900社	(40.1%)	3月決算	1,867 社	(83.2%)
東証二部上場	176 社	(7.8%)	12 月決算	140 社	(6.2%)
その他上場	359 社	(16.0%)	2月決算	75 社	(3.3%)
非上場	810 社	(36.1%)	ほか	163 社	(7.3%)

以上

調査結果

I 株主総会関連について

問1 定時株主総会前後の状況

全回答者にお尋ねします。以下の各項目((1)~(6))について、直近の定時株主総会前後の 貴社の状況についてご回答ください。

(1) 監査役総数

(※) 平成16年7月実施の第5回調査結果

	H16 総会征	後(※)				H17 総	会後			
	全体	大会社	中会社 • 小会社	上場	非上場	全体	大会社	中会社 • 小会社	上場	非上場
監査役総数	3.49 人	3.59 人	2.22 人	3.75 人	3.04 人	3.53 人	3.65 人	2.16 人	3.81 人	3.05 人
うち常勤社内	1.09 人	1.12 人	0.77 人	1.25 人	0.83 人	1.09 人	1.13 人	0.66 人	1.24 人	0.82 人
うち常勤社外	0.42 人	0.43 人	0.35 人	0.42 人	0.43 人	0.42 人	0.43 人	0.37 人	0.43 人	0.42 人
うち非常勤社内	0.17 人	0.18 人	0.08 人	0.20 人	0.13 人	0.16 人	0.15 人	0.15 人	0.17 人	0.12 人
うち非常勤社外	1.80 人	1.86 人	1.01 人	1.89 人	1.65 人	1.87 人	1.95 人	0.97 人	1.97 人	1.68 人
社外計	2.23 人	2.29 人	1.36 人	2.31 人	2.08 人	2.29 人	2.38 人	1.34 人	2.40 人	2.10 人
社外構成比(%)	63.8%	63.8%	61.4%	61.6%	68.6%	64.8%	65.0%	62.3%	63.0%	68.9%

- · 監査役総数は、昨年調査における平均 3.49 人(上場会社 3.75 人)から 3.53 人(上場会社 3.81 人) と 0.04 人増(上場会社 0.06 人増)と僅かに増加している。
- ・ **監査役のうち社外監査役が占める割合が 1.0 ポイント増加し、64.8%となった。**平成 13 年の商法改正により社外監査役は「半数以上」とされ、経過措置が認められる最終年となったことに伴い、各社の対応が進んでいることがうかがえる。ただ、常勤社外監査役は昨年・今年ともに 0.42 人であるのに対し、非常勤社外監査役が 1.80 人から 1.87 人へ増加していることから、社外監査役の増加は、非常勤監査役が増加していることによることがわかる。

(2) 社外監査役の前職又は現職(社外監査役1人につき、主要なもの1つを選択)

		H17 総	会前(%)			H17 総会	除後(%)			
		全体	大会社	中会社・ 小会社	上場	非上場	全体	大会社	中会社・ 小会社	上場	非上場
イ.	5年ルールによる 社外監査役	5.8%	5.8%	7.3%	6.0%	5.6%	5.0%	5.0%	5.3%	5.0%	5.0%
口.	親会社その他 大株主の役職員	37.7%	37.6%	39.7%	26.3%	60.6%	37.3%	37.3%	38.0%	25.9%	60.4%
ハ.	取引銀行の役職員	9.1%	9.3%	4.7%	11.7%	3.9%	9.1%	9.3%	4.5%	11.6%	4.1%
二.	取引先の役職員	6.5%	6.6%	4.3%	7.5%	4.5%	6.3%	6.5%	3.7%	7.3%	4.2%
ホ.	無関係な会社の 役職員	9.2%	9.0%	13.7%	10.5%	6.6%	9.7%	9.5%	15.5%	11.0%	7.2%
<u>^.</u>	公認会計士 又は税理士	9.6%	9.5%	13.7%	12.0%	5.0%	10.1%	10.0%	13.9%	12.5%	5.3%
١.	弁護士	12.5%	12.8%	6.0%	16.1%	5.4%	12.8%	13.0%	6.9%	16.4%	5.4%
チ.	大学教授	1.5%	1.5%	0.9%	1.9%	0.7%	1.7%	1.7%	0.8%	2.2%	0.6%
IJ.	官公庁	1.9%	1.9%	0.9%	2.0%	1.8%	1.8%	1.8%	1.6%	1.9%	1.7%
ヌ.	その他	6.1%	5.9%	9.0%	6.1%	6.0%	6.1%	5.9%	9.8%	6.2%	6.0%
	合計(人)	4,976	4,728	234	3,325	1,651	5,142	4,882	245	3,442	1,700

- ・ 「ロ. 親会社その他大株主の役職員」が最も多く、全体の 37.3% (総会後) (非上場会社では 60.4%) を占めている。
- ・ 社外監査役の構成比率が上昇するなかで、「イ.5年ルールによる社外監査役」が 0.8 ポイント減少し、 5.0%となった。平成 13 年商法改正で社外監査役の社外要件が厳格化された(いわゆる「5年ルール」の撤廃)ことから、改正後の要件を満たした社外監査役の増加がうかがえる。
- ・ 「ハ. 取引銀行の役職員」が増減無く $(9.1\% \rightarrow 9.1\%)$ 「ニ. 取引先の役職員」が微減している $(6.5\% \rightarrow 6.3\%)$ 一方、「ホ. 無関係な会社の役職員」が微増している $(9.2\% \rightarrow 9.7\%)$ 。

(3) 監査役スタッフ数

(※) 平成16年7月実施の第5回調査結果

		H16	総会後()	()			H17 総	会後			
		全体	大会社	中会社 · 小会社	上場	非上場	全体	大会社	中会社 · 小会社	上場	非上場
専属ス	スタッフまたは兼務スタ	919	888	34	620	299	1,004	952	47	680	324
ッフな	が「いる」会社数	(45.9)	(47.8)	(23.6)	(48.4)	(41.4)	(44.7)	(46.3)	(25.8)	(47.4)	(40.0)
	専属者平均 (人)	2.22 人	2.24 人	1.75 人	2.42 人	1.66 人	2.27 人	2.26 人	2.14 人	2.29 人	2.20 人
	兼務者平均(人)	1.52 人	1.53 人	1.33 人	1.56 人	1.43 人	1.49 人	1.50 人	1.29 人	1.50 人	1.48 人
専属	スタッフも兼務スタッ	1,084				424					
フも	「いない」会社数	(54.1)	(52.2)	(76.4)	(51.6)	(58.6)	(55.3)	(53.7)	(74.2)	(52.6)	(60.0)
	合計(社)	2,003	1,857	144	1,280	723	2,245	2,056	182	1,435	810

- ・ 監査役スタッフが「いる」会社は、44.7%と昨年より 1.2 ポイント減少しており、スタッフが「いない」会社が過半数(55.3%)を占めている。
- ・ スタッフが「いる」会社においては、専属スタッフが 0.05 人増加し、兼務スタッフが 0.03 人減少している。

(4) 内部監査部門等のスタッフ数

(※) 平成16年7月実施の第5回調査結果

		H16 #	総会後()	※)			H17 総	会後				
		全体	大会社	中会社 • 小会社	上場	非上場	全体	大会社	中会社 • 小会社	上場	非上場	
専属	スタッフまたは兼務スタ	1,502	1,405	96	1,051	451	1,762	1,620	135	1,223	539	
ッフカ	ッフが「いる」会社数		(75.7)	(66.7)	(82.1)	(62.4)	(78.5)	(78.8)	(74.2)	(85.2)	(66.5)	
	専属者平均 (人)	5.15 人	5.30 人	1.50 人	5.38 人	4.51 人	5.12 人	5.30 人	1.60 人	5.22 人	4.82 人	
	兼務者平均(人)	2.19 人	2.25 人	1.68 人	2.34 人	1.91 人	2.28 人	2.35 人	1.63 人	2.37 人	2.12 人	
専属	スタッフも兼務スタッ	501	452	48	229	272	483	436	47	212	271	
フも	「いない」会社数	(25.0)	(24.3)	(33.3)	(17.9)	(37.6)	(21.5)	(21.2)	(25.8)	(14.8)	(33.5)	
	合計(社)	2,003	1,857	144	1,280	723	2,245	2,056	182	1,435	810	

・ 内部監査部門等のスタッフ数については、**専属または兼務スタッフが「いる」会社が3.5 ポイント増加し、78.5%となった。**会社の規模、上場・非上場の別に関わらず増加傾向にあり、特に中会社・小会社では7.5 ポイントと大幅に増加しており、あらゆる形態の会社に**内部監査体制や内部統制システム強化の取組みが進んでいる**ことがうかがえる。

(5) 取締役数

(※) 平成16年7月実施の第5回調査結果

	H16	総会後	(※)			H17 総	会後			
	全体	大会社	中会社· 小会社	上場	非上場	全体	大会社	中会社・ 小会社	上場	非上場
取締役総数平均(人)	9.38 人	9.54 人	7.21 人	9.78 人	8.68 人	9.07 人	9.24 人	6.81 人	9.33 人	8.60 人
社外取締役の選任があ る会社の割合(%)	51.3%	50.6%	60.4%	41.9%	67.9%	52.8%	52.6%	53.3%	44.5%	67.5%
社外取締役平均(人)	2.38 人	2.41 人	2.06 人	1.92 人	2.87 人	2.33 人	2.32 人	2.03 人	1.80 人	2.95 人
10 人以下 社数	1,386 (69.2)				543 (75.1)	1,638 (73.0)	1,474 (71.7)		1016 (70.8)	622 (76.8)
11~15 人 社数	438 (21.9)									123 (15.2)
16~20 人 社数	130 (6.5)			92 (7.2)					81 (5.6)	50 (6.2)
21 人以上 社数	49 (2.4)			36 (2.8)					27 (1.9)	15 (1.9)
合計(社)	2,003	1,857	144	1,280	723	2,245	2,056	182	1,435	810

- ・ 昨年に比べて**取締役総数が全体平均で 9.07 人と 0.31 人 (上場会社 0.45 人) 減少している。**取締役 の総数が「10 人以下」の会社が 73.0%と 3.8 ポイント増加 (上場会社: 70.8%・4.9 ポイント増、大会社: 71.7%・4.0 ポイント増) しており、特に上場・大会社において**取締役会のスリム化傾向が続いている。**
- ・ 社外取締役を選任している会社の割合が 52.8%と 1.5 ポイント増加し(上場会社では 2.6 ポイントの 増加)、社外取締役の選任が進んでいることがわかる。社外取締役の選任割合は大会社 (52.6%) よりも中会社・小会社 (53.3%) のほうが高く、上場会社 (44.5%) よりも非上場会社 (67.5%) のほうが高くなっているが、親会社からの派遣役員が影響しているものと思われる。

(6) 執行役員数

(※) 平成16年7月実施の第5回調査結果

		H16 総	会後(※	()			H17 総	会後			
		全体	大会社	中会社・ 小会社	上場	非上場	全体	大会社	中会社· 小会社	上場	非上場
執	行役員制採用会社の 割合(%)	40.6%	42.1%	21.5%	47.3%	28.9%	45.8%	47.5%	27.5%	53.7%	32.0%
	執行役員平均(人)	11.7 人	12.0 人	6.5 人	12.7 人	8.9 人	12.3 人	12.6 人	6.8人	13.5 人	9.0 人
うせ	行役員制採用会社の ち取締役との兼務者 いる会社の割合(%)	61.8%	61.3%	77.4%	62.3%	60.3%	63.0%	63.3%	58.0%	65.1%	56.8%
	執行役員平均(人)	14.3 人	14.7 人	6.4 人	15.7 人	10.4 人	15.4 人	15.7 人	9.2 人	16.5 人	11.5 人
	兼務者の平均	5.5 人 (38.6)	5.6 人 (38.1)	4.0 人 (62.0)	5.9 人 (37.4)	4.5 人 (42.8)			4.2 人 (45.5)	5.8 人 (35.2)	4.5 人 (39.1)
	合計(社)	2,003	1,857	144	1,280	723	2,245	2,056	182	1,435	810

- ・ 執行役員制を採用する会社が増えており、昨年に比べ全体で 5.2 ポイント増加し 45.8%を占めた。上場会社や大会社で執行役員制度採用会社の増加率が高く(上場会社 6.4 ポイント増、大会社 5.4 ポイント増)、特に上場会社は過半数を超える会社(53.7%)が執行役員制度を採用している。また、執行役員制を採用している会社の執行役員数の平均は、昨年より 0.6 人増加し 12.3 人となっている。
- ・ 執行役員制を採用している会社のうち、「取締役兼務の執行役員が存在する会社」は 63.0%と昨年よ

り1.2ポイント増加している。

・ 執行役員制を採用している会社のうち、「取締役兼務の執行役員が存在する会社」の執行役員数平均は 15.4 人であり、執行役員制度を採用している会社の執行役員数平均の 12.3 人より 3.1 人ほど多く、 うち 5.5 人 (35.9%) が取締役を兼務する執行役員となっている。

問2 監査役選任議案に関する同意権・提案権行使状況(商法特例法第 18 条第 3 項、第 3 条第 2 項・ 第 3 項)

【設問趣旨】平成13年12月の「企業統治に関する商法等改正」により新たに設けられた「監査役選任に関する権限」の行使状況について調べるものである。なお、法的には、これらの権限は大会社の監査役会の権限であるが、実務上は中会社又は小会社であっても大会社に倣った運用をしている会社も少なくないことから、全ての会社を対象とした。

問2-1 全回答者にお尋ねします。直近の定時株主総会において、監査役選任議案がありましたか。 (カッコ内は平成16年7月実施の第5回調査結果)

	全体		大会	:社	中・小	会社	そ	の他	上	場	非上	二場
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
(1) to t	1,294	57.6	1,202	58.5	90	49.5	2	28.6	802	55.9	492	60.7
(1) あった	(1,482)	(74.0)	(1,402)	(75.5)	(80)	(55.6)	(0)	(0.0)	(996)	(77.8)	(486)	(67.2)
(2) なかった	951 (521)	42.4 (26.0)			_			71.4 (100.0)	633 (284)	44.1 (22.2)	318 (237)	
<u> </u>	2,245		2,056		182		7		1,435		810	
回答社数	(2,003)		(1,857)		(144)		(2)		(1,280)		(723)	

[・] 監査役選任時期の端境期にあたるせいか監査役選任議案があった会社が大幅に減少し、全体の6割程度(57.6%)にとどまっている。

問2-2 問2-1で「(1)あった」とご回答された方にお尋ねします。監査役候補者の選定にあたり、 監査役会として監査役候補者の提案をされましたか(監査役候補者の選定にあたり取締役 側と事前調整を行った場合の監査役側からの提案なども含む)。(複数回答可)

(カッコ内は平成16年7月実施の第5回調査結果)

	全位	本	大会社		中・小会社		その他		上場		非上場	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
(1) 社内監查役候補	211	16.3	199	16.6	11	12.2	1	50.0	128	16.0	83	16.9
者について提案した	(246)	(16.6)	(238)	(17.0)	(8)	(10.0)	(0)	(0.0)	(162)	(16.3)	(84)	(17.3)
(2) 社外監査役候補	307	23.7	292	24.3	14	15.6	1	50.0	193	24.1	114	23.2
者について提案した	(322)	(21.7)	(305)	(21.8)	(17)	(21.3)	(0)	(0.0)	(214)	(21.5)	(108)	(22.2)
(3) 提案はしなかった	859	66.4	791	65.8	67	74.4	1	50.0	529	66.0	330	67.1
(3) 1定来はしばがった	(1,047)	(70.6)	(987)	(70.4)	(60)	(75.0)	(0)	(0.0)	(707)	(71.0)	(340)	(70.0)
1-1 /r/r + 1 . \(\frac{1}{2}\)	1,294		1,202		90	-	2		802		492	
回答社数	(1,482)		(1,402)		(80)		(0)		(996)		(486)	

- ・ 「(3) 提案はしなかった」が昨年の 70.6%から 66.4%になっており、監査役選任提案権の行使率が 33.6%と 4.2 ポイント増加していることから、**監査役選任議案に関する提案権行使に対し積極的な傾向が見られる。監査役選任提案権の行使率は、大会社では 4.6 ポイント増加、上場会社では 5.0 ポイント増加しており、大会社・上場会社での提案権行使が積極化していることがわかる。**
- ・ 「(1) 社内監査役候補者について提案した」が 0.3 ポイント減少(大会社 0.4 ポイント減少、上場会社 0.3 ポイント減少)しているのにもかかわらず、「(2) 社外監査役候補者について提案した」が 2.0 ポイント増加して 23.7% となり (大会社 2.5 ポイント増の 24.3%、上場会社 2.6 ポイント増の 24.1%)、

昨年に引続き、社内出身の監査役候補者よりも、社外監査役候補者について積極的に提案を行っているようである。

問2-3 問2-1で「(1)あった」とご回答された方にお尋ねします。(正式な)監査役選任議案が取締役側から監査役側に提示される前に、取締役側と事前調整を行いましたか。

	全	体	大会	社	中・小	会社	その他		上場		非上	場
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
(1) 事前調整を行った	772	59.7	731	60.8	40	44.4	1	50.0	508	63.3	264	53.7
(2) 事前調整を行わなかった	522	40.3	471	39.2	50	55.6	1	50.0	294	36.7	228	46.3
回答社数	1,294		1,202		90		2		802		492	

[・] 取締役側と「(1) 事前調整を行った」が 59.7%と多数を占めた。特に上場会社では、63.3%の会社が 事前調整を行っており、監査役選任に対し、監査役の関わり方が積極的であることがわかる。

問2-4 問2-1 で「(1) あった」とご回答された方にお尋ねします。監査役選任議案への同意に関する監査役会の審議結果は、どのようなものでしたか。

- (1) 監査役候補者について監査役から特段の異論も表明されず、監査役会として候補者全員 について同意した
- (2) 一部の監査役から特定候補者について不同意が表明されたが、監査役会としては候補者 全員について同意した
- (3) 監査役会として候補者の一部について不同意であった
- (4) 監査役会として候補者の全部について不同意であった
- (5) 中会社又は小会社のため監査役として特段のことはしなかった
- (6) その他

	全	体	大会	会社	中・小	会社	その)他	上	場	非上	.場
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
(1)	1,209	93.4	1,180	98.2	28	31.1	1	50.0	785	97.9	424	86.2
うち、問 2-3 で「(1) 事前調整を 行った」と回答した会社数(%)	740	57.2	721	60.0	18	20.0	1	50.0	499	62.2	241	49.0
(2)	2	0.2	2	0.2	0	0.0	0	0.0	2	0.2	0	0.0
同	1	0.1	1	0.1	0	0.0	0	0.0	1	0.1	0	0.0
(3)	2	0.2	2	0.2	0	0.0	0	0.0	2	0.2	0	0.0
司	2	0.2	2	0.2	0	0.0	0	0.0	2	0.2	0	0.0
(4)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
同	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
(5)	64	4.9	6	0.5	58	64.4	0	0.0	7	0.9	57	11.6
(6)	17	1.3	12	1.0	4	4.4	1	50.0	6	0.7	11	2.2
回答社数	1,294		1,202		90		2		802		492	

- 「(1) 監査役候補者について監査役から特段の異論も表明されず、監査役会として候補者全員について同意した」会社が全体の93.4% (大会社98.2%、上場会社97.9%) と圧倒的多数を占めた。ただし、57.2%の会社では取締役と「(1)事前調整した」と回答していることから、事前段階で相当程度の調整が図られているといえる。
- ・ 監査役会として候補者について不同意とした会社(回答(3)(4))は2社にとどまっている。
- 問2-5 問2-4で「(3) 監査役会として候補者の一部について不同意であった」または「(4) 監査 役会として候補者の全部に不同意であった」とご回答された方にお尋ねします。監査役会 の不同意の後、監査役候補者の代替者はどのように決定しましたか。

	全位	体	大会社		中・小会社		その他		上場		非上	場
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
(1) 監査役側から候補者	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
の代替案を提案した	U	0.0	0	0.0	0	0.0	U	0.0	0	0.0	U	0.0
(2) 取締役側から候補者	9	100.0	9	100.0	0	0.0	0	0.0	2	100.0	0	0.0
の代替案を提案した	2	100.0	4	100.0	U	0.0	U	0.0	2	100.0	U	0.0
回答社数	2		2		0		0		2		0	

・ 問2-4において、「(3) 監査役会として候補者の一部について不同意であった」または「(4)監査役会として候補者の全部に不同意であった」と回答した会社が2社のみであり、その2社では監査役候補者の代替者については、取締役側から提案が行われている。

問3 取締役・監査役の責任軽減に関する定款変更

全回答者にお尋ねします。直近の定時株主総会までに、次の定款変更を行いましたか(変更済みですか)。(複数回答可)

【設問趣旨】平成13年12月の「企業統治に関する商法等改正」により、監査役全員の同意(大会社については監査役全員の同意による監査役会の決議)を条件として、取締役会決議に基づく取締役等の責任軽減を行うことができる旨の定款変更、社外取締役との間で責任免除の契約をすることができる旨の定款変更が可能となった(小会社を除く)。本問は昨年に続き、これら責任軽減に関する定款変更の導入状況を調べるものである。

(カッコ内は平成16年7月実施の第5回調査結果)

	全体	本	上	場	非_	上場
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
(1)「取締役」の責任軽減を取締役 会決議で行うための定款変更	282	12.6	223	15.5	59	7.3
(2)「監査役」の責任軽減を取締役 会決議で行うための定款変更	277	12.3	220	15.3	57	7.0
(3)「社外取締役」との間の責任限 定契約に関する定款変更	184(94)	8.2(4.7)	154(76)	10.7(5.9)	30(18)	3.7(2.5)
定款変更を行っていない。	1,916(1,794)	85.3(89.6)	1,170(1,115)	81.5(87.1)	746(679)	92.1(93.9)
(1),(2),(3)全て行った	135(75)	41.0*(35.9*)	110(60)	41.5*(36.4*)	25(15)	39.1*(34.1*)
(1),(2)を行った	137	41.6*	105	39.6*	32	50.0*
(1),(3)を行った	3	0.9*	3	1.1*	0	0.0*
(2),(3)を行った	4	1.2*	4	1.5*	0	0.0*
(1)のみを行った	7	2.1*	5	1.9*	2	3.1*
(2)のみを行った	1	0.3*	1	0.4*	0	0.0*
(3)のみを行った	42(19)	12.8*(9.1*)	37(16)	14.0*(9.7*)	5(3)	7.8*(6.8*)
回答社数	2,245(2,003)		1,435(1,280)		810(723)	

注 * は「定款変更を行った会社」に対する割合

- ・ 定款変更を行っていない会社が85.3%と大多数を占めている。特に非上場会社では、92.1%と圧倒的 多数が定款変更を行っていない。ただ、昨年は定款変更を行っていない会社が全体の89.6%であった ことと比べると4.3 ポイント減少しており、責任軽減に関する定款変更の導入が進んでいるといえる。
- ・ 定款変更を行った会社のうち 82.6%の会社が取締役と監査役双方について、責任軽減のための定款変更を行っている。また、 $(1)\sim(3)$ 全ての定款変更を行っている会社も 41.0%に達している。

Ⅱ 連結計算書類制度について

問4 連結計算書類制度

問4-1 全回答者にお尋ねします。貴社は連結計算書類作成会社ですか。

	全体		上均	易	非上場		
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	
(1) はい	1,381	61.5	1,252	87.2	129	15.9	
(2) いいえ	864	38.5	183	12.8	681	84.1	
回答社数	2,245		1,435		810		

・ 本アンケートでは、61.5% (上場会社では87.2%) が連結計算書類作成会社と回答している。

問4-2 問4-1 で「(1)はい」とご回答された方にお尋ねします。貴社では、「連結計算書類に係る 監査報告書」を株主総会の招集通知に添付しましたか。(複数回答可)

	全体		上均	员	非上場	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
(1) 監査役会の監査報告書を添付した	1,337	96.8	1,234	98.6	103	79.8
(2) 会計監査人の監査報告書を添付した	1,252	90.7	1,154	92.2	98	76.0
(3) 添付しなかった	32	2.3	12	1.0	20	15.5
回答社数	1,381		1,252		129	

・ 全体の 96.8% が監査役会の監査報告書を添付しており、90.7% が会計監査人の監査報告書を添付している。特に上場会社では 98.6% が監査役会の監査報告書を添付し、92.2% が会計監査人の監査報告書を添付している。

問4-3 問4-1 で「(1)はい」とご回答された方にお尋ねします。取締役から会計監査人への計算書類の提出時期についてご回答ください。

	全体	ž.	上排	易	非上場	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
(1) 個別の計算書類と連結計算書類は、同時に 提出された	857	62.1	781	62.4	76	58.9
(2) 連結計算書類のほうが、個別の計算書類よりも遅れて提出された	519	37.6	466	37.2	53	41.1
(3) 個別の計算書類のほうが、連結計算書類よりも遅れて提出された	5	0.4	5	0.4	0	0.0
回答社数	1,381		1,252		129	

・ **62.1%の会社が個別計算書類と連結計算書類を同時に提出している。**ただ、「(2) 連結計算書類のほうが、個別計算書類より遅れて提出された」と回答した会社も 37.6%ある。

問4-4 問4-1で「(1)はい」とご回答された方にお尋ねします。会計監査人から監査役会への会計監査人監査報告書の提出時期についてご回答ください。

•						
	全体	本	上均	坦	非」	二場
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
個別計算書類の会計監査人監査報告書」と「連結計算書類に	1 195	85 S	1 085	86.7	100	77.5
会計監査人監査報告書」は、同時に提出された	1,100	00.0	1,000	00.7	5.7 100 7	
うち問 4-3 で(1)と回答した会社	836	70.5*	762	70.2*	74	74.0*
うち問 4-3 で(2)と回答した会社	345	29.1*	319	29.4*	26	26.0*
うち問 4-3 で(3)と回答した会社	4	0.3*	4	0.4*	0	0.0*
車結計算書類に係る会計監査人監査報告書」のほうが、「個別	109	140	165	199	20	21.7
書類の会計監査人監査報告書」よりも遅れて提出された	190	14.0	105	13.2	20	21.7
うち問 4-3 で(1)と回答した会社	20	10.4*	18	10.9*	2	7.1*
うち問 4-3 で(2)と回答した会社	173	89.6*	147	89.1*	26	92.9*
うち問 4-3 で(3)と回答した会社	0	0.0*	0	0.0*	0	0.0*
固別計算書類の会計監査人監査報告書」のほうが、「連結計算	9	0.0	0	0.0	1	0.0
に係る会計監査人監査報告書」よりも遅れて提出された	3	0.2	2	0.2	1	0.8
うち問 4-3 で(1)と回答した会社	1	33.3*	1	50.0*	0	0.0*
うち問 4-3 で(2)と回答した会社	1	33.3*	0	0.0*	1	100.0*
うち問 4-3 で(3)と回答した会社	1	33.3*	1	50.0*	0	0.0*
回答社数	1,381		1,252		129	
	うち問 4-3 で(2)と回答した会社 うち問 4-3 で(3)と回答した会社 車結計算書類に係る会計監査人監査報告書」のほうが、「個別 書類の会計監査人監査報告書」よりも遅れて提出された うち問 4-3 で(1)と回答した会社 うち問 4-3 で(2)と回答した会社 うち問 4-3 で(3)と回答した会社 固別計算書類の会計監査人監査報告書」のほうが、「連結計算に係る会計監査人監査報告書」よりも遅れて提出された うち問 4-3 で(1)と回答した会社 うち問 4-3 で(2)と回答した会社 うち問 4-3 で(3)と回答した会社	回答数 個別計算書類の会計監査人監査報告書」と「連結計算書類に会計監査人監査報告書」は、同時に提出された 1,185 5 5 問 4・3 で(1)と回答した会社 345 5 5 問 4・3 で(2)と回答した会社 4 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書」のほうが、「個別書類の会計監査人監査報告書」よりも遅れて提出された 20 5 5 問 4・3 で(1)と回答した会社 20 5 5 問 4・3 で(2)と回答した会社 173 5 5 問 4・3 で(3)と回答した会社 0 個別計算書類の会計監査人監査報告書」のほうが、「連結計算に係る会計監査人監査報告書」のほうが、「連結計算に係る会計監査人監査報告書」のほうが、「連結計算に係る会計監査人監査報告書」よりも遅れて提出された 5 5 問 4・3 で(1)と回答した会社 1 5 5 問 4・3 で(2)と回答した会社 1 5 5 問 4・3 で(3)と回答した会社 1	個別計算書類の会計監査人監査報告書」と「連結計算書類に会計監査人監査報告書」は、同時に提出された 5 5 間 4·3 で(1)と回答した会社	国別計算書類の会計監査人監査報告書」と「連結計算書類に会計監査人監査報告書」は、同時に提出された うち問 4・3 で(1)と回答した会社 うち問 4・3 で(2)と回答した会社 うち問 4・3 で(3)と回答した会社 書類の会計監査人監査報告書」のほうが、「個別書類の会計監査人監査報告書」のほうが、「個別書類の会計監査人監査報告書」よりも遅れて提出された うち問 4・3 で(1)と回答した会社 うち問 4・3 で(2)と回答した会社 うち問 4・3 で(2)と回答した会社 うち問 4・3 で(3)と回答した会社 うち問 4・3 で(1)と回答した会社 うち問 4・3 で(3)と回答した会社 うち問 4・3 で(1)と回答した会社 うち問 4・3 で(2)と回答した会社 うち問 4・3 で(3)と回答した会社 1 33.3* 1	回答数 % 回答数 以 2 0.2**********************************	回答数 % 回答数 ***********************************

注 *は問4-4の各選択肢の回答社数に対する割合

・ 85.8%の会社が、「個別計算書類の会計監査人監査報告書」と「連結計算書類に係る会計監査人監査報告書」を同時に受領している。なお、問 4-3 で、取締役から会計監査人へ「(2) 連結計算書類のほうが、個別の計算書類よりも遅れて提出された」とする会社が 37.6% あったことから、計算書類の監査にかかるスケジュール管理について、会計監査人の努力の跡がうかがえる。

問4-5 問4-1 で「(1)はい」とご回答された方にお尋ねします。株主総会における連結計算書類の監査結果の報告についてご回答ください。

	全	体	上排	易	非上	場
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
(1) 監査役が会計監査人の監査結果と監査役会の監査結果の両方につい						
て口頭報告し、別途、取締役(議長など)から監査役の口頭報告のとお	939	68.0	871	69.6	68	52.7
りである旨の口頭報告があった						
(2) 監査役が会計監査人の監査結果と監査役会の監査結果の両方につい	145	10.5	123	9.8	8 22	17.1
て口頭報告し、取締役(議長など)からは何ら口頭報告がなかった	140		120	9.0	22	17.1
(3) 監査役が監査役会の監査結果についてのみ口頭報告し、取締役(議長						
など) からは会計監査人の監査結果のほか、監査役会の監査結果につい	185	13.4	171	13.7	14	10.9
ては監査役の口頭報告のとおりである旨の口頭報告があった						
(4) 監査役が監査役会の監査結果についてのみ口頭報告し、取締役(議長	61	4.4	53	4.2	8	6.2
など) からは、会計監査人の監査結果についてのみ口頭報告があった	01	4,4	99	4.2	0	0.2
(5) 監査役からは口頭報告は行わず、取締役(議長など)から会計監査人	33	2.4	25	2.0	8	6.2
の監査結果と監査役会の監査結果の両方について口頭報告があった	ວວ	2.4	20	2.0	0	0.2
(6) その他	18	1.3	9	0.7	9	7.0
回答社数	1,381		1,252		129	

・ 連結計算書類の監査結果について監査役から口頭報告を行わなかった会社(肢(5)) は 2.4%にとどまり、ほとんどの会社では、連結計算書類の監査結果につき監査役が何らかの口頭報告を行っていることがわかる。

・ 監査役が会計監査人の監査結果と監査役会の監査結果の両方について報告した会社(肢(1)、(2))は 78.5%に上っている。

Ⅲ 決算短信と有価証券報告書について

問5 決算短信

【設問趣旨】「決算短信」とは、東証等の証券取引所がその自主規制である適時開示規則により、上場会社に対して決算内容の開示を求めた会社情報であり、通常、決算取締役会で決算案を承認したのち取引所の記者クラブで発表される慣例的な決算情報のことをいう。証券取引所より記載様式が示されており、通常、この様式に従って作成される。本問は、会社の重要な財務情報である決算短信に対する、監査役又は公認会計士の関与状況や、決算発表の早期化と監査との関係について調べるものである。

問5-1 全回答者にお尋ねします。貴社は「決算短信」の作成会社ですか。

(カッコ内は平成16年7月実施の第5回調査結果)

	<u> </u>	全体		Ħ	非上場		
	至7	4	上場		非工場		
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	
(1) 作成会社である							
(連結ベース作成会社)	1,296(1,187)	57.7(59.3)	1,278(1,146)	89.1(89.6)	18(42)	2.2(5.8)	
(2) 作成会社である							
(個別ベース作成会社)	162(171)	7.2(8.5)	154(132)	10.7(10.3)	8(39)	1.0(5.4)	
(3) 作成会社ではない	787(645)	35.1(32.2)	3(1)	0.2(0.1)	784(643)	96.8(88.8)	
回答社数	2,245(2,003)		1,435(1,279)		810(724)		

・ 昨年より 1.6 ポイント減っているが、全体で 57.7%の会社(上場会社のうち 89.1%)が「連結」決算 短信の作成会社となっている。

問5-2 問5-1 で「(1)作成会社である(連結ベース作成会社)」または「(2)作成会社である(個別ベース作成会社)」とご回答された方にお尋ねします。決算短信は、取締役会に付議されていますか。

【設問趣旨】財務報告プロセスを適正に確保するための体制構築に関して、取締役会における決算短信の付議状況について調べるものである。

(カッコ内は平成16年7月実施の第5回調査結果)

		全体		上均	日初	非上場	
		回答数	%	回答数	%	回答数	%
(1)	決議事項として付議されている	1,133(939)	77.7(69.1)	1,117(909)	78.0(71.2)	16(30)	61.5(37.0)
(2)	報告事項として付議されている	236(285)	16.2(21.0)	228(262)	15.9(20.5)	8(23)	30.8(28.4)
(3)	付議されていない	89(134)	6.1(9.9)	87(106)	6.1(8.3)	2(28)	7.7(34.6)
	回答社数	1,458(1,358)		1,432(1,277)		26(81)	

「(1) 決議事項として付議されている」会社は 77.7%と昨年に比べて 8.6 ポイントの大幅増となった。「(2) 報告事項として付議されている」会社の 16.2%と合わせると 9 割以上 (93.9%) の会社において取締役会に付議されていることがわかる。また、「(3) 付議されていない」と回答した会社は昨年より減る傾向にあるものの、上場会社で 87 社 (6.1%) ある。財務報告に係る承認プロセスとして取締役会決議は必須と捉えるべきであろう。

問5-3 問5-1で「(1)作成会社である(連結ベース作成会社)」または「(2)作成会社である(個別ベース作成会社)」とご回答された方にお尋ねします。貴社は、いつ決算短信を公表しましたか(連結ベース作成会社は連結公表について、個別ベース作成会社は個別公表についてご回答ください)。

《1. 全体》

(カッコ内は平成16年7月実施の第5回調査結果)

		全体		上均	易	非上場		
		回答数	%	回答数	%	回答数	%	
(1)	決算期末から 20 日以内	19(27)	1.3(2.0)	18(22)	1.3(1.7)	1(5)	3.8(6.2)	
(2)	決算期末から30日以内	224(194)	15.4(14.3)	220(181)	15.4(14.2)	4(13)	15.4(16.0)	
(3)	決算期末から 45 日以内	522	35.8	514	35.9	8	30.8	
(4)	決算期末から 55 日以内	605	41.5	596	41.6	9	34.6	
(5)	決算期末から 56 日以後	88	6.0	84	5.9	4	15.4	
	回答社数	1,458(1,358)		1,432(1,277)		26(81)		

・ 決算期末から31日から55日の間に決算短信を公表した会社が77.3%と多数を占めている。

《2. 連結ベース作成会社》

(カッコ内は平成16年7月実施の第5回調査結果)

		全体		上均	易	非上場		
		回答数	%	回答数	%	回答数	%	
(1)	決算期末から 20 日以内	17(18)	1.3(1.5)	16(17)	1.3(1.5)	1(1)	5.6(2.4)	
(2)	決算期末から 30 日以内	196(168)	15.1(14.2)	194(160)	15.2(14.0)	2(8)	11.1(19.0)	
(3)	決算期末から 45 日以内	449	34.6	446	34.9	3	16.7	
(4)	決算期末から 55 日以内	562	43.4	554	43.3	8	44.4	
(5)	決算期末から 56 日以後	72	5.6	68	5.3	4	22.2	
	回答社数	1,296(1,187)		1,278(1,145)		18(42)		

《3. 個別ベース作成会社》

(カッコ内は平成16年7月実施の第5回調査結果)

		全体	Ź	上均	易	非上場		
		回答数	%	回答数	%	回答数	%	
(1)	決算期末から 20 日以内	2(9)	1.2(5.3)	2(5)	1.3(3.8)	0(4)	0.0(10.3)	
(2)	決算期末から 30 日以内	28(26)	17.3(15.2)	26(21)	16.9(15.9)	2(5)	25.0(12.8)	
(3)	決算期末から 45 日以内	73	45.1	68	44.2	5	62.5	
(4)	決算期末から 55 日以内	43	26.5	42	27.3	1	12.5	
(5)	決算期末から 56 日以後	16	9.9	16	10.4	0	0.0	
	回答社数	162(171)		154(132)		8(39)		

・ 決算短信公表のピークは、連結ベース作成会社では「(4) 決算期末から55日以内」であるのに対し、 個別ベース作成会社では「(3) 決算期末から45日以内」と少し早くなっている。

問5-4 問 5-1 で「(1)作成会社である(連結ベース作成会社)」または「(2)作成会社である(個別ベース作成会社)」とご回答された方にお尋ねします。監査役は決算短信について監査していますか。

【設問趣旨】決算短信については、現状では監査に関する規制がない。本間は、決算短信に対する監査 役の関与状況について調べるものである。

(カッコ内は平成16年7月実施の第5回調査結果)

		全体		上	場	非上場		
		回答数	%	回答数	%	回答数	%	
(1)	監査している	1,073(1,033)	73.6(76.1)	1,059(988)	74.0(77.4)	14(45)	53.8(55.6)	
(2)	監査していない	385(325)	26.4(23.9)	373(289)	26.0(22.6)	12(36)	46.2(44.4)	
	回答社数	1,458(1,358)		1,432(1,277)		26(81)		

・ 「(1) **監査している」と回答した会社は、昨年に比べて 2.5 ポイント減少し 73.6%にとどまっている。** 非上場会社においては 53.8%にすぎない。

《1. 全体》

(カッコ内は平成16年7月実施の第5回調査結果)

	全体	Ż	20 日	以内	30 ₺	日以内	45 日	以内	55 日	以内	56 日	以後
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
	1,073	73.6	15	78.9	162	72.3	395	75.7	441	72.9	60	68.2
(1) 監査している	(1,033)	(76.1)	(22)	(81.5)	(146)	(75.3)						
	385	26.4	4	21.1	62	27.7	127	24.3	164	27.1	28	31.8
(2) 監査していない	(325)	(23.9)	(5)	(18.5)	(48)	(24.7)						
	1,458		19		224		522		605		88	
回答社数	(1,358)		(27)		(194)							

《2. 連結ベース作成会社》

(カッコ内は平成16年7月実施の第5回調査結果)

	全体	Ż	20 日	以内	30 ₺	日以内	45 日	以内	55 目.	以内	56 日	以後
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
	955	73.7	13	76.5	143	73.0	344	76.6	407	72.4	48	66.7
(1) 監査している	(909)	(76.6)	(16)	(88.9)	(127)	(75.6)						
	341	26.3	4	23.5	53	27.0	105	23.4	155	27.6	24	33.3
(2) 監査していない	(278)	(23.4)	(2)	(11.1)	(41)	(24.4)						
	1,296		17		196		449		562		72	
回答社数	(1,187)		(18)		(168)							

《3. 個別ベース作成会社》

(カッコ内は平成16年7月実施の第5回調査結果)

	全体	Z	20 日	以内	30 ₺	日以内	45 日	以内	55 目.	以内	56 日	以後
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
	118	72.8	2	100.0	19	67.9	51	69.9	34	79.1	12	75.0
(1) 監査している	(124)	(72.5)	(6)	(66.7)	(19)	(73.1)						
	44	27.2	0	0.0	9	32.1	22	30.1	9	20.9	4	25.0
(2) 監査していない	(47)	(27.5)	(3)	(33.3)	(7)	(26.9)						
	162		2		28		73		43		16	
回答社数	(171)		(9)		(26)							

- ・ 決算短信公表時期が遅いほど、監査役が監査している会社が増えると予想されたが、今回のアンケート集計結果では、連結ベース作成会社、個別ベース作成会社ともに公表時期と監査役の監査状況には 相関関係がないという結果となった。
- ・ 有価証券報告書の虚偽記載問題に端を発した財務報告の適正性確保に向けた様々な動きがあった中で、 全体で「(1) 監査している」会社が昨年調査より 2.5 ポイント減少し、73.6%にとどまった。

問 5-5 問 5-4 で「(1) 監査している」とご回答された方にお尋ねします。以下の項目のうち当てはまるもの全てを選択してください。(複数回答可)

【設問趣旨】決算短信に対する監査役監査のあり方は後掲の有価証券報告書の場合と同様、今後の研究 課題であるといえる。本問は、決算短信に対する監査役監査の実施状況を調べるものである。

(カッコ内は平成16年7月実施の第5回調査結果)

	全	体	上块		非_	上場
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
(1) 決算短信作成の業務プロセスを監査した	356	33.2	349	33.0	7	50.0
(1) 次昇型信仰成の業務プロピスを監査した	(288)	(27.9)	(277)	(28.0)	(11)	(24.4)
(2) 決算短信に関する取締役会決議などの承認プロ	848	79.0	838	79.1	10	71.4
セスを監査した	(715)	(69.2)	(689)	(69.7)	(26)	(57.8)
(3) 決算短信のうち財務情報を監査した	565	52.7	557	52.6	8	57.1
(3) 八昇巡信のプラ州務情報を監査した	(534)	(51.7)	(501)	(50.7)	(33)	(73.3)
(4) 決算短信のうち非財務情報を監査した	658	61.3	653	61.7	5	35.7
(4) 八昇应にの プラ弁州 伤情報を 監重 した	(718)	(69.5)	(692)	(70.0)	(26)	(57.8)
	1,073		1,059		14	
回答社数	(1,033)		(988)		(45)	

- ・ 「(2) 決算短信に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した」と回答した会社が昨年より大幅に上回り全体の79.0% (9.8 ポイント増) にのぼった。
- ・ 「(4) 決算短信のうち非財務情報を監査した」と回答した会社は、上場会社では61.7%に上るのに対し、非上場会社では35.7%にとどまり、大きな開きが見られる。
- 「(1) 決算短信作成の業務プロセスを監査した」と回答した会社は全体の約3分の1(33.2%)にと どまっている。

<問5-3と問5-5の相関関係>

《1. 全体》

(カッコ内は平成 16 年 7 月実施の第 5 回調査結果)

	全体	ž	20 日	以内	30 日	以内	45 日	以内	55 日	以内	56 日月	以後
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
(1) 決算短信作成の業務	356	33.2	7	46.7	49	30.2	151	38.2	132	29.9	17	28.3
プロセスを監査した	(288)	(27.9)	(7)	(31.8)	(41)	(28.1)						
(2) 決算短信に関する取 締役会決議などの承認 プロセスを監査した	848 (715)					76.5 (65.1)		80.0	347	78.7	48	80.0
(3) 決算短信のうち財務	565	52.7	5	33.3	91	56.2	213	53.9	229	51.9	27	45.0
情報を監査した	(534)	(51.7)	(14)	(63.6)	(86)	(58.9)						
(4) 決算短信のうち非財 務情報を監査した	658 (718)			10.0		68.5 (67.1)		65.1	257	58.3	27	45.0
	1,073		15		162		395		441		60	
回答社数	(1,033)		(22)		(146)							

《2. 連結ベース作成会社》

(カッコ内は平成16年7月実施の第5回調査結果)

	全体	2	20 日	以内	30 日	以内	45 日	以内	55 日	以内	56 日月	以後
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
(1) 決算短信作成の業務	314	32.9	6	46.2	44	30.8	131	38.1	121	29.7	12	25.0
プロセスを監査した	(248)	(27.3)	(5)	(31.3)	(38)	(29.9)						
(2) 決算短信に関する取	757	79.3	12	92.3	108	75.5	274	79.7	324	79.6	39	81.3
締役会決議などの承認 プロセスを監査した	(631)				(84)	(66.1)						
(3) 決算短信のうち財務	490	51.3	3	23.1	82	57.3	179	52.0	207	50.9	19	39.6
情報を監査した	(469)	(51.6)	(9)	(56.3)	(76)	(59.8)						
(4) 決算短信のうち非財	582	60.9	5	38.5	99	69.2	223	64.8	232	57.0	23	47.9
務情報を監査した	(632)	(69.5)	(11)	(68.8)	(87)	(68.5)						
	955		13		143		344		407		48	
回答社数	(909)		(16)		(127)							

《3. 個別ベース作成会社》

(カッコ内は平成16年7月実施の第5回調査結果)

	全体	Š	20 日	以内	30 日	以内	45 日	以内	55 日	以内	56 日.	以後
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
(1) 決算短信作成の業務	42	35.6	1	50.0	5	26.3	20	39.2	11	32.4	5	41.7
プロセスを監査した	(40)	(32.2)	(2)	(33.3)	(3)	(15.8)						
(2) 決算短信に関する取 締役会決議などの承認 プロセスを監査した	91	77.1 (67.7)		50.0 (50.0)				82.4	23	67.6	9	75.0
(3) 決算短信のうち財務	75	63.6	2	100.0	9	47.4	34	66.7	22	64.7	8	66.7
情報を監査した	(65)	(52.4)	(5)	(83.3)	(10)	(52.6)						
(4) 決算短信のうち非財	76	64.4	1	50.0	12	63.2	34	66.7	25	73.5	4	33.3
務情報を監査した	(86)	(69.4)	(2)	(33.3)	(11)	(57.9)						
	118		2		19		51		34		12	
回答社数	(124)		(6)		(19)							

・ 決算短信の公表時期及び連結決算短信の作成会社か否かが決算短信の監査実施状況に影響を与えているのではないか、と予測されたが、本アンケートでは、ともに両者の間に相関関係はないという結果となった。むしろ決算期末から30日以内、45日以内に決算短信を公表した会社の方が、55日以内、56日以後に公表した会社より監査範囲が広いという結果となっている。

問5-6 問5-1 で「(1)作成会社である(連結ベース作成会社)」または「(2)作成会社である(個別ベース作成会社)」とご回答された方にお尋ねします。貴社では、決算短信資料を公認会計士又は監査法人に提出していますか。

【設問趣旨】決算短信については、現状では、公認会計士による「監査」や「レビュー」を含め何ら関与が求められていない。四半期開示についても、現状では東証のマザーズ市場を除いて公認会計士の関与が求められていない(注)。本問は、決算短信への公認会計士の関与状況を調べるものである。

(注) 四半期開示については、東証のマザーズ市場のみ、米国の四半期開示で求められている公認会計士による「レビュー」と類似した制度による公認会計士の意見表明が求められている。これに関しては、日本公認会計士協会より「東京証券取引所のマザーズ上場企業の四半期財務諸表に対する意見表明業務について(中間報告)」(監査委員会研究報告第9号)が公表されている。

	全体	本	20 日	以内	30 日	以内	45 日	以内	55 日.	以内	56 日.	以後
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
(1) 提出している	1,372	94.1	18	94.7	208	92.9	492	94.3	575	95.0	79	89.8
(2) 提出していない	86	5.9	1	5.3	16	7.1	30	5.7	30	5.0	9	10.2
回答社数	1,458		19		224		522		605		88	

- ・ 94.1%の会社が、決算短信資料を公認会計士又は監査法人に提出していると回答している。
- ・ 決算短信の公表時期と決算短信資料の公認会計士又は監査法人への提出状況との間には、相関関係が 見られなかった。

問5-7 問5-6で「(1) 提出している」とご回答された方にお尋ねします。公認会計士又は監査法人の決算短信についての監査についてご回答ください。

	全	体	20 日.	以内	30 日	以内	45 日	以内	55 ∃	以内	56 日	以後
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
(1) 公認会計士又は監査法 人は監査を実施した	615	44.8	9	50.0	86	41.3	220	44.7	262	45.6	38	48.1
(2) 公認会計士又は監査法 人はレビューを実施した	630	45.9	9	50.0	97	46.6	234	47.6	258	44.9	32	40.5
(3) 公認会計士又は監査法 人は決算短信公表にあた り、監査もレビューも行わ なかった	79	5.8	0	0.0	17	8.2	22	4.5	36	6.3	4	5.1
(4) その他	48	3.5	0	0.0	8	3.8	16	3.3	19	3.3	5	6.3
回答社数	1,372		18		208		492		575		79	

- · 90.7%の会社が、公認会計士又は監査法人が、監査又はレビューを行っていると回答している。
- ・ 全体としては「監査」と「レビュー」が拮抗しているが、決算短信の公表時期が「55 日以内」「56 日 以降」の会社では、公認会計士又は監査法人が「レビューを実施した」とする会社より「監査を実施 した」とする会社が多くなっている。

問6 有価証券報告書

【設問趣旨】問5の決算短信と同様に、有価証券報告書の監査状況等について調べるものである。

問6-1 全回答者にお尋ねします。貴社は有価証券報告書作成会社ですか。

(カッコ内は平成16年7月実施の第5回調査結果)

	全位	*	上块	日初	非上場	型
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
(1) はい	1,555 (1,392)	69.3 (69.5)	1,432 (1,278)	99.8(99.8)	123 (114)	15.2 (15.8)
(2) いいえ	690 (611)	30.7 (30.5)	3(2)	0.2 (0.2)	687 (609)	84.8 (84.2)
回答社数	2,245 (2,003)		1,435 (1,280)		810(723)	

問6-2 問6-1で「(1)はい」とご回答された方にお尋ねします。有価証券報告書は、取締役会に付議されていますか。

(カッコ内は平成16年7月実施の第5回調査結果)

		全位	本	上	場	非上	:場
		回答数	%	回答数	%	回答数	%
(1)	決議事項として付議	448(317)	28.8 (22.8)	419(294)	29.3 (23.0)	29(23)	23.6(20.2)
(2)	報告事項として付議	308(259)	19.8(18.6)	284(237)	19.8 (18.5)	24(22)	19.5 (19.3)
(3)	付議されていない	799(816)	51.4 (58.6)	729(747)	50.9 (58.5)	70(69)	56.9 (60.5)
	回答社数	1,555(1,392)		1,432(1,278)		123(114)	

・ 昨年に比べ「(3) 付議されていない」会社は7.2 ポイント減り、51.4%(上場会社では7.6 ポイント減の50.9%)となっているが、相変わらず過半数の会社で、有価証券報告書が取締役会の俎上にもあがっていない状況である。問5の決算短信は、9 割以上(93.9%)の会社が取締役会に付議されているにもかかわらず、有価証券報告書は取締役会に付議されている会社が半数に達しておらず(48.6%)、公表時期が早い決算短信の方が厳格な手続きがとられているようである。

問 6-3 問 6-1 で「(1) はい」とご回答された方にお尋ねします。監査役は、有価証券報告書について監査していますか。

(カッコ内は平成16年7月実施の第5回調査結果)

			(/	7 1 31 31 7 7 9	20 1717000	719 0 1119/15/11/11/11/11
	全位	*	上	場	非_	上場
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
(1) 監査している	1,042 (888)	67.0 (63.8)	966 (817)	67.5 (63.9)	76 (71)	61.8 (62.3)
(2) 監査していない	513 (504)	33.0 (36.2)	466 (461)	32.5 (36.1)	47 (43)	38.2(37.7)
回答社数	1,555 (1,392)		1,432 (1,278)		123 (114)	

- ・ 監査役が有価証券報告書を監査していると回答した会社は、昨年に比べ3.2ポイント増加(上場会社では3.6ポイント増加)し、67.0%(上場会社では67.5%)となっている。ただし、決算短信の監査実施率(73.6%)より6.6ポイント低くなっている。決算短信の方が有価証券報告書より早期に公表され、市場への影響力も大きいことによると思われる。
- ・ 「非上場会社」では、逆に、決算短信よりも有価証券報告書の方が監査実施率が高くなっている(決 算短信53.8%、有価証券報告書61.8%)。

問 6-4 問 6-3 で「(1) 監査している」とご回答された方にお尋ねします。以下の項目のうち当てはまるもの全てを選択してください。(複数回答可)

(カッコ内は平成16年7月実施の第5回調査結果)

	全体		上場		非上場	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
(1) 有価証券報告書作成の業務プロセスを監査した	448(283)	43.0(31.9)	414(261)	42.9(31.9)	34(22)	44.7(31.0)
(2) 有価証券報告書に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した	508(387)	48.8(43.6)	479(355)	49.6(43.5)	29(32)	38.2(45.1)
(3) 有価証券報告書のうち財務情報を監査した	538(434)	51.6(48.9)	494(393)	51.1(48.1)	44(41)	57.9(57.7)
(4) 有価証券報告書のうち非財務情報を監査した	723(673)	69.4(75.8)	673(621)	69.7(76.0)	50(52)	65.8(73.2)
回答社数	1,042(888)		966(817)		76(71)	

- ・ 決算短信の監査項目については、「(2) 取締役会決議などの承認プロセスを監査した」と回答した会社 が 79.0%と最も多かった (問 5-5) が、有価証券報告書の監査については、48.8%と半数に届かない 結果となっている。
- · 「(4) 有価証券報告書のうち非財務情報を監査した」と回答した会社が最も多く7割近く(69.4%) に達している。

以上